

第Ⅰ章 地域福祉リーディングプラン (5つの計画の一体的策定) に向けた考え方

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

① 近年における地域福祉のあり方
近年、地域を取り巻く環境が変化し、少子高齢化や地域の過疎化が顕著になる一方で、高齢者のひとり世帯や夫婦世帯の増加、老老介護による介護者の負担増など地域が抱える課題が深刻化しています。

また、高齢者に限らず何らかの理由で引きこもり状態や、65歳未満の虚弱で無職のひとり暮らしの方など、制度の狭間で状況が分からない人も出てきています。

本町においても、近所付き合いが遠のき、地域の絆・つながりが薄くなるなか、地域の中に支援を必要としている人がいるのにも関わらず、気づかなくなっている現状があります。

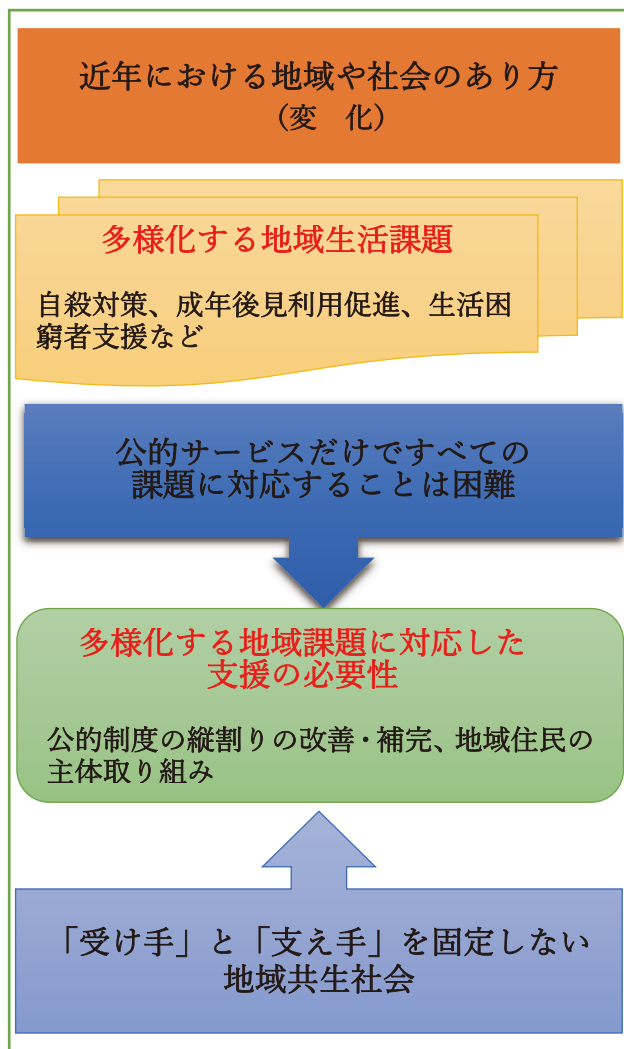
加えて、地域によっては、町内会・自治会役員・民生委員・ボランティアなど、地域で見守りを担う人材が減少している地域もあります。また、担い手の高齢化、関わりを持つ人の減少により、地域を支える人の後継者を探すのが大変困難になっている地域もあります。

このような状況下において、国の社会保障の考え方が「公助・共助・自助」から「自助・互助・共助・公助」へと変わり、住民一人ひとりが主体的に地域のことに関わる住民自治のまちづくりが進められています。加えて、東日本大震災以降、地震や大雨災害など自然災害に備え、要援護者を支援する仕組みづくりが喫緊の課題としてあります。

また、子育て世代が地域に根付くことができる魅力ある地域づくり、産業の育成など持続可能な地域社会の実現が求められています。

社会福祉法では、地域社会のあり方として地域住民同士の互いの支えあい・助けあいによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が明記され、平成30年（2018年）の改正では、地域共生社会実現に向けた支援体制の総合化、地域福祉計画の位置づけ見直しをしました。

このように公的な福祉サービスだけでなく、地域住民や地域の各種関係団体、ボラ



ンティアや福祉サービス事業者、地元企業や行政などが連携、協働しながら、主体的に「共に生きる、支えあいの地域」を実現するための取り組みの総体が「地域福祉」としての計画策定が求められています。

また、近年では、自殺対策や成年後見制度の利用、生活困窮への支援などをはじめとして住民の抱える地域生活課題が多様化し、団塊世代を含む多くの人が退職するなど、公的な枠組みだけで地域生活を支える各種の活動や福祉サービスなどをすべて担うことは難しくなっています。

そのため、地域住民それぞれが「ちから」を発揮して、一方的にサービスなどの「受け手」となるのではなく、自らの得意分野を活かして地域活動の「支え手」にもなっていく関わり方である「地域共生社会」と呼ばれる地域のあり方が重要となっています。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

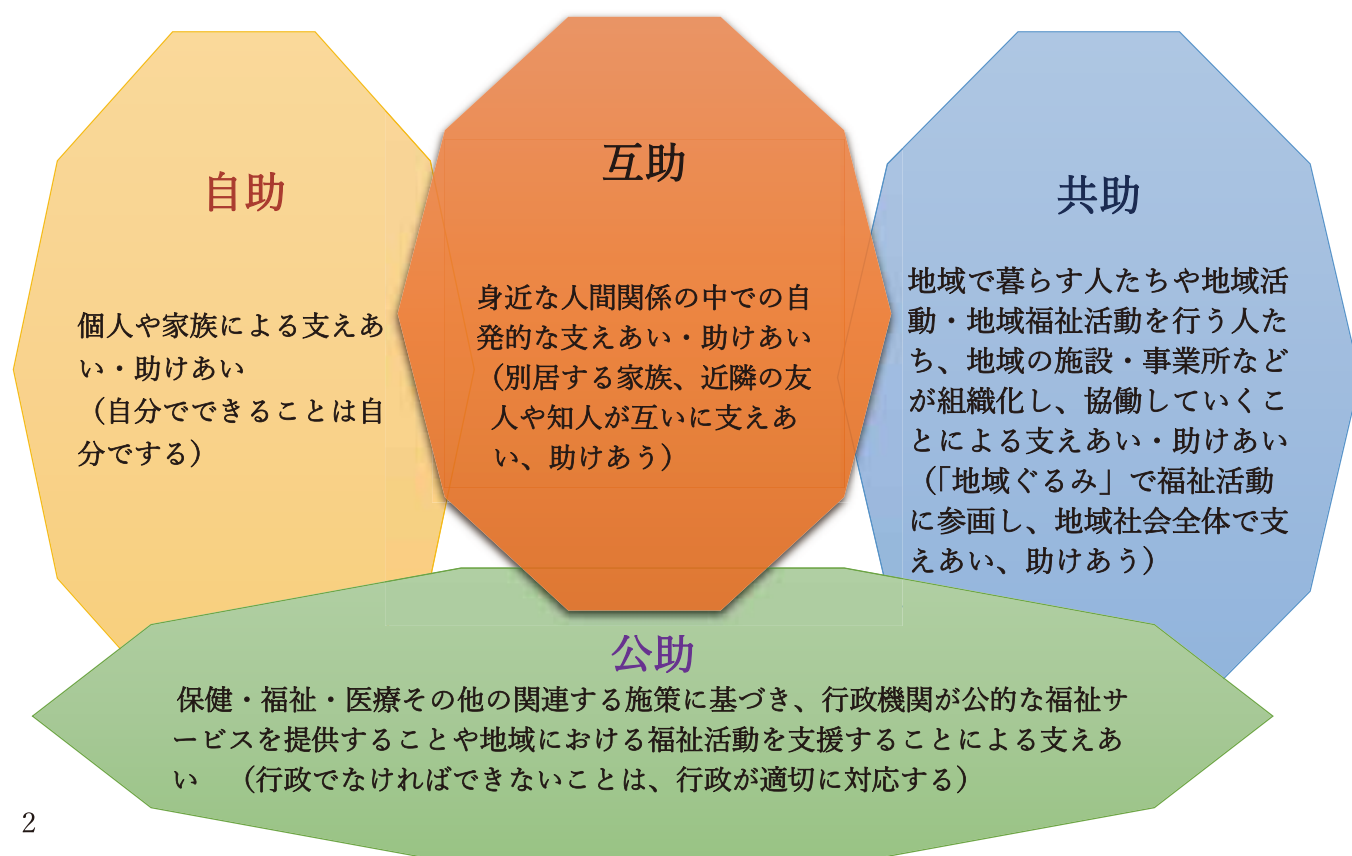
第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 略

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力して、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域福祉の向上に向けた4つの輪



② 地域福祉を取り巻く近年の動き

ア 関係法の創設・改正

第3期俱知安町地域福祉実践計画は、平成21年（2009年）に策定されましたが、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、多くの法律が制定・改正されてきました。

創設・改正された主な法律

時期	法律名（略称）	法律の概要
2014年 4月	障害者総合支援法（改正）	従来の障害者自立支援法を改正・改称するとともに、障害者の定義に「難病」を追加、グループホーム制度の見直しなど
6月	医療介護総合確保推進法（一括改正）	効率的かつ質の高い医療提供、地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護保険法や医療法などを大規模に一括改正
2015年 4月	生活困窮者自立支援法（制定）	生活が困窮している者を対象として、就職、住まい、家計など暮らしに関する支援を提供（市町村には計画策定を推奨）
	介護保険法（改正）	新しい地域支援事業の実施、地域における介護予防を協議する「協議体」の設置など
	子ども・子育て支援法（制定）	幼稚園、保育所などの費用を「教育・保育給付」として一元化、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定義務など
2016年 4月	社会福祉法（改正）	社会福祉法人の運営透明化や地域への貢献、福祉人材の確保促進など
	障害者差別解消法（制定）	障がい者を理由とする差別的な取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、差別解消支援地域協議会の設置など
	自殺対策基本法（改正）	市町村における自殺対策基本計画の義務化、都道府県と政令市への「地域自殺対策推進センター」設置など
5月	成年後見制度利用促進法（制定）	成年後見制度利用促進にかかる国の基本計画策定や審議会の設置など（市町村は計画策定が努力義務）
2018年 4月	社会福祉法（改正）	地域共生社会の実現に向けた支援体制の総合化、地域福祉計画の位置付け見直しなど （市町村は計画策定が努力義務）
2019年 6月	子どもの貧困対策推進法（改正）	子どもの将来が生まれ育ちの環境に左右されないような教育の機会均等、貧困対策を地域社会全体で総合的に推進（市町村は計画策定が努力義務）

この中でも、特に自殺対策基本法、成年後見制度利用促進法、生活困窮者自立支援法の各法は、「高齢者」、「障がい者」、「児童」のように制度利用者を明確化することは困難です。これらの施策は、対象者が複数分野にまたがる可能性があり、関連施策や関係機関との連携が強く求められるなど、これまでの公的福祉サービスとは異なる特徴を有しています。

イ 社会福祉法の改正

地域福祉を推進する際の根拠法である社会福祉法が改正され、平成20年（2018年）4月に施行されました。今回の改正は、地域福祉計画位置付けを見直し、各分野において共通する事項を定める計画として、いわば地域における福祉のあり様を明確化されました。また、地域共生社会を実現するため、制度以外のサービスなどの「受け手」と「支え手」の関係を固定化せず、住民が主体的に地域の福祉活動へ参加するための環境整備を地方公共団体へ求めています。

社会福祉法改正のポイント

1 地域福祉計画の充実（第107条）

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、各福祉分野における共通事項を定め、地域における福祉の上位計画として位置づけ

2 地域福祉推進の理念を規定（第4条）

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握、②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す

3 市町村における包括的な支援体制づくり（第106条）

○ 地域住民が地域福祉活動へ主体的に参加するための環境整備

○ 住民に身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○ 主に市町村エリアにおいて、関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備

(2) 本計画書の対象者

本計画書は、地域福祉の対象者を「すべての人々」としています。

一般的に、支援を必要とする人は、自分だけで解決できない地域生活課題を抱えており、さらに近年は世帯単位で複合的な課題を有しているケースもあることから、多くの支援を必要とする人がいると考えられます。しかし、そうした状態にあっても、その人の持つ力を発揮することで地域福祉活動へ参加することは十分に可能であり、そうした関わりが難しい重度障がい等の人についても、地域のなかでその人らしく暮らすことができる地域づくりを促す存在となります。これは、すべての人が対等な立場で地域福祉活動へ参加することを意味します。

また、協働の観点からは、個人だけでなく地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などが「顔の見える関係」となっていることも重要であるといえます。こうしたネットワークがあることで、個人や単一組織では解決が難しい地域生活課題を解決に結びつけられる可能性が高まるからです。

地域住民はもとより、ネットワークに参加することが想定される団体等としては、自治会・町内会、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という）、ボランティア団体、老人クラブ、障がい者団体などの当事者団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業、商店会、地域の学校、生活協同組合（生協）、農業協同組合（農協）、民間福祉事業者などが挙げられます。

加えて、こうしたネットワークをバックアップする倶知安町地域包括支援センター

の存在も欠かせません。特に本町は、地域会館を拠点としたコミュニティが形成されており、地域福祉活動においてもさまざまな役割を担っています。

こうしたことも、本計画書の対象を「すべての人々」とした背景であるといえます。

(3) 本計画の位置付けと一体的な計画策定

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本町の最上位計画である「第6次俱知安町総合計画」の目指すまちの姿を推進する「いつまでも住み続けたい町『くっちゃん』」の将来像及び具体的な取り組みを示す計画です。

また、本計画は、本町の分野別計画の上位計画の性格をもっており、「健康で笑顔があふれる街にする」を地域福祉の面から実現していく役割を担っています。

本町における分野別の福祉施策については、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者・障がい（児）福祉計画」、「子どもプラン・子ども未来応援事業計画」などの個別計画に基づき推進していきます。

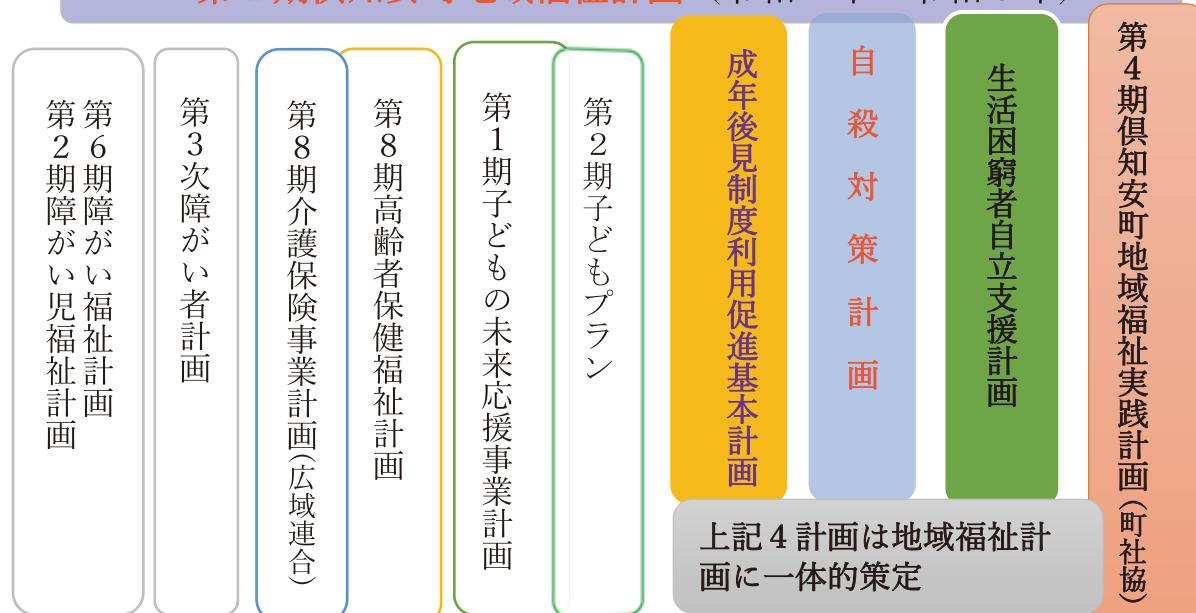
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていける地域社会をつくっていくためには、町民の皆さん一人ひとりが共に手を取り合い福祉活動の担い手として、地域の様々な活動に自主的に参画する地域福祉体制を作り上げていく必要があります。

このため、俱知安町（以下「町」という。）と俱知安町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）では、それぞれが策定する「地域福祉計画（自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画、生活困窮者自立支援計画の行政計画を含む。）」と「地域福祉実践計画」の連携により地域福祉を推進するというこれまでのスタイルを一步進めて、町と町社協が協働で本町の一つの地域福祉に関する計画を一体的に策定することにしました。

第6次俱知安町総合計画：ふるさと俱知安（令和2年～令和13年）

俱知安町地域福祉リーディングプラン

第1期俱知安町地域福祉計画（令和4年～令和8年）



(4) 計画期間

本計画の期間は令和4年(2022年)度から令和8年(2026年)度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて各章ごとに見直しを行うものとします。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
倶知安町地域福祉計画	平成25年度までの 第3期計画	第1期計画							第2期計画	
倶知安町地域福祉実践計画(社協)		第4期計画							第5期計画	
倶知安町自殺対策計画		第1期計画							第2期計画	
倶知安町成年後見制度利用促進基本計画		第1期計画							第2期計画	
倶知安町生活困窮者自立支援計画		第1期計画							第2期計画	

(参考)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
倶知安町総合計画		第 6 次計画～令和 13 年度まで								
後志広域連合介護保険計画	第 7 期計画		第 8 期計画			第 9 期計画			第 10 期計画	
倶知安町高齢者保健福祉計画	第 7 期計画		第 8 期計画			第 9 期計画			第 10 期計画	
倶知安町障がい者計画	第 3 次計画					第 4 次計画				
倶知安町障がい福祉計画	第 5 期計画		第 6 期計画			第 7 期計画			第 8 期計画	
倶知安町障がい児福祉計画	第 1 期計画		第 2 期計画			第 3 期計画			第 4 期計画	
倶知安町子どもプラン	第 1 期	第 2 期計画					第 3 期計画			
倶知安町子どもの未来応援事業計画		第 1 期計画					第 2 期計画			
倶知安町まちしごと創生総合戦略	第 1 期	第 2 期計画					第 3 期計画			

(5) 計画の策定体制

本計画書の作成に当たっては、計画の一体策定の特性を生かし、共通する取り組みは一括して実施し、個別性の高い取り組みは、計画書を構成する各計画の策定にかかる枠組みにより実施しました。

ア 共通する取り組み 各個別計画書のアンケートの結果を包含した。

①総合計画調査、②人口ビジョン調査、③高齢者保健福祉計画調査、④子どもプラン調査、

⑤子ども未来応援事業計画：子ども生活実態調査、⑥障がい者計画：調査
イ 個別の取り組み 専門懇話会で、個別計画の意見集約した。

